

協 議 事 項

協議第 7 号 議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目第 6号）
協議第 8 号 慣行の取扱いについて （協定項目第 20号）

平成 1 5 年 4 月 2 4 日

第 3 回大野郡 5 町 2 村合併協議会

議員の定数及び任期の取扱いについて

議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年4月24日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

議会の定数及び任期の取扱いについて

議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。
小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 4 月 2 4 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

慣行の取扱い

- 1 . 市章、市木、市花、憲章等については、新市において速やかに定める。
- 2 . 宣言については、現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。
- 3 . 慣例の各種行事については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。
- 4 . 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会